

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司  
中原 孝博・早坂 周子  
本山 禎晃・伊藤 隆弘

(EY Japan 駐在)

城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[tetsuo.yamaguchi@in.ey.com](mailto:tetsuo.yamaguchi@in.ey.com)

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)

[nakahara.takahiro@in.ey.com](mailto:nakahara.takahiro@in.ey.com)

[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)

[sadaaki.motoyama@in.ey.com](mailto:sadaaki.motoyama@in.ey.com)

[takahiro1.ito@in.ey.com](mailto:takahiro1.ito@in.ey.com)

[joichi-tksh@shinnihon.or.jp](mailto:joichi-tksh@shinnihon.or.jp)

## JBS フラッシュニュース

2016年7月号

1. 【投資】外国直接投資(FDI)政策の追加緩和を発表
2. 【税務】財務省がモデルGST法案を一般公開
3. 【税務】所得税規則を改正 GAAR の祖父条項を規定
4. 【税務】非居住者がPANを有しない場合の代替的文書を規定
5. 【税務】間接譲渡規則を発表
6. 【税務】2016年所得申告スキームのFAQ第2、3弾を発表



# EY

Building a better  
working world

ラジャン中銀総裁が9月の任期満了で退任の意向を表明しました。続いて英国民がEU離脱の決断を下し、歴史の大きな節目を迎えています。そうした中、インドではモディ政権下で2回目となる外資参入規制の緩和が行われました。また、州政府財務大臣で構成される審議委員会でGSTモデル法案が承認され、GST導入へ向けて着実に歩を進めています。本稿では、FDI政策の追加緩和、モデルGST法案アップデートその他の情報をお伝えします。

## 1. インド政府は外国直接投資(FDI)政策の追加緩和を発表

インド政府は、プレスリリースを通して、FDI政策を更に緩和しました。政府が提案した、複数の産業における主要な変更点は、以下の通りです。

業界	主要な変更内容
食品販売	インドで製造又は産出される食品の電子商取引を含む売買は、100%のFDIが政府事前承認ルートで認められる。
防衛産業	近代的で「最先端」の技術を国にもたらすような場合、49%超のFDIは、事前承認ルートにより認められていたが、100%までのFDIが事前承認ルートにより特別に認められる。49%超において必要とされる、「近代的で「最先端」の技術を国にもたらすような場合」という条件は、今回撤廃された。 防衛産業におけるFDIの制限は、1959年に制定された武器法に準じ、小規模な武器や弾薬の製造にも適用される。 詳細はリンク先をご覧ください。 <a href="#">please click here.</a>
放送サービス(テレポート、家庭向け直接放送、有線テレビ放送網、モバイルTV、HITS放送サービス)	放送サービスは、これまで49%超のFDIの場合、政府の事前承認が必要であったが、100%のFDIが、自動認可ルートで認められる。 更に、各省庁からの承認 / 許可証を保持しない会社への49%超の新規外国投資で、かつその投資が、所有形態の変更や、既存投資家が新外国投資家への株式譲渡につながる場合、放送サービスに対する政府の承認が引き続き必要とされる。
民間航空	既存の空港事業については、自動承認ルートでのFDIの上限比率が、74%から100%に引き上げ。また、定期航空運送事業/国内の定期運行機、国内航空運送事業については、FDIの上限比率が、49%から100%に引き上げ。FDIが49%までは自動承認ルートで認められ、49%を超える場合は、政府の承認が必要とされる。 詳細はリンク先をご覧ください。 <a href="#">please click here.</a>
製薬業界	既存の製薬会社の場合、74%までのFDIは自動承認ルートで認められ、74%を超える場合、政府の承認が必要となった。
民間警備	FDIの上限比率が、49%から74%まで引き上げ。自動承認ルートで、49%まで認められ、49%超74%までのFDIは、事前承認ルートで、政府の承認が必要となった。
畜産業	畜産業(犬の飼育を含む)、養魚業、水産養殖業、養蜂業へのFDIは、これまで、政府管理などの条件で、FDI100%が自動承認ルートで認められていた。今回、これらの政府管理の条件が撤廃された。
支店の開設(BO/リエゾンオフィス(LO)/プロジェクトオフィス)(PO)又はインドにおける事業所)	BO/LO/PO又はインドのその他事業所において、申請者の主要事業が、防衛産業、通信業、警備保障産業、情報放送業であり、かつ外国投資促進委員会(FIPB)の承認、又は関連する官庁や規制団体による許可/認可が既に与えられている場合、インド準備銀行の承認又は、機密情報の利用に対する個別の許可が不要となった。

## シングルブランドの小売業

シングルブランドの小売業を展開する企業は、「最先端」及び「最新鋭」技術を有する場合、3年間の現地調達率達成基準が緩和され、最長8年間で現地調達率基準を達成することとされた。  
詳細はリンク先をご覧ください。[please click here.](#)

FDI政策の変更は、産業政策促進局(DIPP)が発行するプレスノートの発行日から施行されています。

[Radical changes in FDI policy regime](#)  
[Press Note No. 5](#)

## 2. 財務省がモデルGST法案を一般公開

最近中央政府はモデルGST法案を発表しました。インド政府は複数の間接税からなる現行の複雑な構造間接税を見直し、2017年4月1日から包括的な二本立ての物品・サービス税(GST)の導入を目指しています。GSTへの移行は段階的に管理しなければなりません。そのためにも、プロアクティブかつタイムリーなプランニングが必要になります。会社はビジネスモデルに影響を受ける主要な領域を理解するところから先鞭をつけ、複数のシナリオを想定して、GSTに適したビジネスモデルの再設計、運用を検討していかなくてはなりません。変革を推進するには、バリューチェーン全体の様々な会社のステークホルダーにわたってしっかりしたプログラムマネジメントを通して管理していく必要があるでしょう。

### GST- 影響を受ける主要な領域

一般的に影響を受ける主な領域は以下の通りです。

#### 課税

- ▶ 物品やサービスの支店間移動/社内移動(在庫移動)は課税対象
- ▶ 会社が資産を処分する際に課税対象
- ▶ 雇用者が従業員にサービスを提供する際に課税対象
- ▶ 請負契約やITソフトウェアはサービスとみなされ課税

#### 供給地(Place of Supply)

- ▶ 情報技術サービスの供給場所が複数拠点で行われる場合、供給地を決定する必要
- ▶ 輸出の要件については今後再考する必要
- ▶ 複数拠点での複合/請負契約を行う場合、供給地を決定しなければならない

#### 控除

- ▶ 物品やサービスの外部供給に使用される仕入税額は控除可能に。なお限定的な運用になる可能性
- ▶ 現行税制では仕入税額控除できなくてもGST体制では可能な仕入税額(例えば輸入品に支払われる相殺関税)を識別する必要

#### 評価

- ▶ 物品やサービスの評価に取引価格の概念が導入
- ▶ 物品やサービスの無償供給の価格は、特定のGST評価規則で決定される必要

#### システム&コンプライアンス

- ▶ 各州でそれぞれCGST(中央政府GST)、SGST(州政府GST)、IGST(統合GST)が必要か?
- ▶ 各州でそれぞれGGST、SGST、IGSTの申告が必要
- ▶ 照合制度が導入。つまり仕入先からの受領と顧客への供給を月次で照合する必要
- ▶ 複数の還付手続き。つまり、複数の税務当局に還付申請する必要

## 還付

- ▶ CGSTとSGSTを別途還付請求することになれば、還付手続きは二本立てに
- ▶ GST税率は現行より高くなり、仕入税額控除可能な物品が増大することから、仕入税額や還付の著しい増大
- ▶ 非課税サービスの輸出に使用される物品やサービスに対して支払われるGSTの還付は可能だが、非課税物品の輸出については不明確

### 3. インド税務当局は2017年4月1日の前日までに行われた投資譲渡所得にGAARの規定を適用しないよう、所得税規則を改正

インド所得税法にはGAARという租税回避防止条項が規定されており、容認し難い租税回避を行う行為を取り締まれるよう、税務当局に広範な権限を付与しています。所得税法上のGAARの規定は、2017年4月1日に開始する会計年度から施行となります。本稿は、GAAR規則を取り扱う所得税規則を改正するため、インド直接税の最高行政機関である直接税中央委員会(CBDT)が発行した最近の通知(2016通知)を要約したものです。

通知はGAAR規則を改正し、2017年4月1日の前日までに行われた投資譲渡所得についてGAAR規定の適用を除外することを規定しています。また、GAARは2017年4月1日以降に得た税務上の恩典に対して適用されるとして、GAAR規則を改正しています。

2015年に、所得税法上のGAAR規定は、2017年4月1日から施行されることになりました。しかし、その折、GAAR規則における祖父条項は適切に修正されませんでした。今回、2016年通知によりGAAR規則の改正が行われたこととなります。これにより、行為が行われた日に関係なく、2017年4月1日以降に得た全ての税務上の恩典にGAARは適用されることが明確になりました。現行の規則も外国機関投資家(FIIs)や非居住者による一定の投資の場合に、例外を設けていることに留意する必要があります。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

### 4. CBDTは、非居住者がPANを有しない場合の規則を改正し、代替的な文書を規定

本稿は、非居住者が税務当局発行のPANを入手できない場合、非居住者への一定の支払いに課していた高い源泉税率を緩和することを認めるため、改正された規則についてCBDTが発表した最近の通知を要約したものです。通知は官報が発行された2016年6月24日から施行となりました。

2016年財政法において、一定の条件を満たせば(CBDTにより別途通知)206条AAの規定は非居住者に適用されないと改正されました。当改正規定は、2016年6月1日から適用となりましたが、これまで一定の条件にかかる関連規則はCBDTより通知されていませんでした。

ようやく206条AAIに関する待望の規則がCBDTより通知されました。通知によると、「規則37条BC-法206条AAにおける高率での源泉税の緩和」が1962年所得税規則に挿入されました。そこには、源泉される非居住者が特定の詳細/文書を提出すれば、利子、ロイヤルティ、技術役員料、資本資産の譲渡にかかる支払いについて、206条AAに基づく高率の源泉税率の対象にはならないと規定されています。

新規則において非居住者が提供すべき特定の詳細及び文書は以下の通りです：

- ▶ 非居住者の名前、Eメールアドレス、連絡先
- ▶ 被源泉徴収者が居住者である、インド国外の国または特定の地域における住所
- ▶ インド国外の国または特定の地域における政府からの居住者証明(当該国または特定の地域の法律でそのような証明書の発行を規定している場合)
- ▶ 居住する国または特定の地域における被源泉徴収者の税務識別番号。そのような番号が入手できない場合、当該国又は指定の地域の居住者であることを請求するため、政府が被源泉徴収者を識別可能な固有の番号。

これとは別に、源泉税申告で上記の詳細及び文書を取込むためのForm 27Qに関する改正も通知されています。詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

## 5. CBDTは、間接譲渡規則を公表

直接税中央委員会(CBDT)は、最近インド税法の間接譲渡規定に関する規則とフォームを公表しました。これは、2016年5月23日にパブリックコメントを求めて公表した間接譲渡規則のドラフトに続くものです。

所得税法はインドでの間接譲渡課税を規定しています。間接譲渡規定において、外国会社あるいは外国法人の価値が直接的または間接的にインドに所在する資産から実質的に得られている場合、当該外国会社あるいは外国法人の株式または持分を譲渡した場合に生ずる所得は、間接譲渡課税の対象とすることと規定しています。間接譲渡規定は2015年にさらに改正されました。在インド「資産の価格」が当該外国法人の全資産の価値の50%以上を占める場合等の条件を満たせば、外国法人の株式または持分は、その実質的価値が在インド資産から形成されたとみなされることになりました。また、間接譲渡により生じるキャピタルゲインは、割合に応じて課税されることになりました。さらに、間接譲渡取引に関する報告義務、少数株主除外条項等、規定され、明確化されました。

上記に従って、CBDTは今回、所得税上の間接譲渡規則で求められる規則とフォームを公表しました。間接譲渡規則は間接譲渡規則に関する評価方法、比例所得の決定方法、報告コンプライアンスのフォーム、そしてインド企業が保管すべき文書の詳細を規定しています。これらの譲渡規則は2016年6月28日から施行となります。詳細はリンク先をご覧ください。 [click here](#)

## 6. CBDT は 2016 年所得申告スキームの FAQ 第 2、3 弾を公表

直接税中央委員会(CBDT)は、2016 年所得申告スキームについて FAQ 第 2、3 弾を公表しました。詳細はリンク先をご覧ください。

2<sup>nd</sup> round of FAQs: [Please click here to access the alert](#)

3<sup>rd</sup> round of FAQs: [Please click here to access the alert.](#)

## コメント

GSTは、インド財政史上、最大の影響をもたらす税制改革となるといわれています。それはあらゆる業界においてキャッシュフロー、運転資本、原価計算、物品やサービスの価格設定、収益性、財務/税務会計、ビジネスプロセス、契約書/請求書、サプライチェーン、ITシステム設計等、インドビジネスのあらゆる領域において広範な影響を与えることになるからです。GST環境下における潜在的なベネフィットを最大限に享受するには、全社的にGSTを正しく理解し、効率的に運用できるよう、多くの担当者にトレーニングを行う必要があります。私どもは、皆様のお役に立てるよう、適時に情報発信して参ります。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。